

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和5年1月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○平林 ハナ子様（緑ヶ丘）	10,000円	○北川 清美様（若葉）	3,000円
○サークル涼風様（寿町）	5,000円	○（有）北川商事様（公園町）	3,000円

<故人が生前お世話になったため>

○故石原 誠様（光西町）	100,000円	○宍戸 盛様（栄町）	10,000円
○田村 雅子様（無加川町）	10,000円	○亀田 智代子様（端野町）	30,000円
○遠藤 忠一様（常呂町）	30,000円	○尾角 光弘様（常呂町）	30,000円
○田中 皓一様（常呂町）	30,000円	○高橋 常夫様（留辺蘂町）	5,000円
○金子 良子様（留辺蘂町）	20,000円	○伊東 貞男様（留辺蘂町）	50,000円
○滝口 修様（留辺蘂町）	10,000円	○木村 憲秀様（留辺蘂町）	10,000円
○笹森 裕子様（札幌市）	30,000円	○中空 進様（美幌町）	5,000円

<会館利用者としてお礼の気持ち>

○踊りクラブすみれ会様（三住町）	10,000円
------------------	---------